

宅地造成等規制法[※]

※ 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法をいう。

第1章 岐阜市宅地造成等規制法施行細則

岐阜市宅地造成等規制法施行細則

平成 8年 3月29日規則第 34号

改正 平成11年 6月25日 同 第 63号
 平成12年 3月31日 同 第 72号
 平成12年12月21日 同 第119号
 平成13年 5月17日 同 第 50号
 平成17年 3月30日 同 第 70号
 平成17年 5月16日 同 第 75号
 平成18年12月26日 同 第101号
 平成28年 3月25日 同 第 28号
 令和 3年 2月17日 同 第 6号
 令和 4年 8月15日 同 第 59号
 令和 5年 5月25日 同 第 55号

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる、同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省国土交通省令第3号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 法第10条第2項(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の不許可処分の通知は、宅地造成に関する工事の不許可通知書(様式第1号)によって行うものとする。

(協議)

第3条 法第11条の規定により、国又は都道府県が宅地造成に関する工事について協議する場合は、宅地造成に関する工事の協議書(様式第2号)に省令第4条に規定する図面のほか、市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

2 法第12条第3項において準用する法第11条の規定により、国又は都道府県が宅地造成に関する工事について市長に変更協議する場合は、宅地造成に関する工事の変更協議書(様式第3号)に省令第25条に規定する図面のほか、市長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

3 前2項に規定する協議が成立したときの通知は、当該各項に規定する協議書の副本の協議成立通知欄に所要事項を記載することによって行うものとする。

4 国又は都道府県は、法第12条第1項ただし書きの軽微な変更をしたときは、宅地造成に関する工事の変更届(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

5 国又は都道府県は、法第11条(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の規定に

よる協議が成立した工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、宅地造成工事変更届（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

（工事の変更の許可申請等）

第4条 法第2条第5号に規定する造成主（以下「造成主」という。）は法第12条第1項の規定による許可を受けようとするときは、宅地造成に関する工事の変更許可申請書（様式第6号）に省令第25条に規定する図面のほか、市長が必要と認める図書を添付して提出しなければならない。

2 前項の許可をしたときの通知は、同項の変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要事項を記載することによって行うものとする。

（工事の変更等の届出）

第5条 造成主は法第12条第1項ただし書きの軽微な変更をしたときは、宅地造成に関する工事の変更届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 造成主は法第8条第1項本文又は法第12条第1項の規定による許可を受けた工事（以下「許可工事」という。）を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは、宅地造成工事変更届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（届出工事の添付書類）

第6条 法第15条第1項又は第2項の規定による届出書には、省令第4条第1項の表に掲げる位置図を添付するものとする。

（届出工事の変更等の届）

第7条 法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出書の記載事項を変更しようとするときは、宅地造成工事変更届により市長に届け出なければならない。

2 法第15条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した工事を再開しようとするときは宅地造成工事変更届により、その工事を完了したときは宅地造成工事完了届（様式第8号）により市長に届け出なければならない。

（工事施行状況の報告）

第8条 造成主は、許可工事に高さ3メートルを超える擁壁が含まれる場合は、写真その他の資料により、次の表の左欄に掲げる事項について、それぞれ同表の右欄に掲げる時期の後遅滞なく市長に報告するものとする。

報告する事項	報告する時期
1 鉄筋コンクリート造 ア 基礎杭の耐力 イ 基礎の配筋 ウ 壁体の配筋 エ 水抜穴周辺の透水層	基礎杭を打ち終わったとき。 基礎の配筋を完了したとき。 壁体の配筋を完了したとき。 水抜穴周辺の透水層工事を完了したとき。
2 練積み造 ア 下端部分の厚さ及び組積材の控え長さ イ 水抜穴周辺の透水層	下端部分の工事を完了したとき。 水抜穴周辺の透水層工事を完了したとき。
3 市長が必要と認めたもの	あらかじめ指示したとき。

（工事の工区分け及び完了検査）

第9条 造成主は、許可区域を工区分けした場合で、その工区の工事を完了し、検査を受けようとするときは、宅地造成に関する工事の工区完了検査申請書（様式第9号）により市長に申請す

るものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受領したときは、当該部分について検査を行い、法第9条第1項の規定に適合すると認めるときは、宅地造成に関する工事の工区完了検査済証(様式第10号)を交付するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第11条の規定(法第12条第3項において準用する場合を含む。)により国又は都道府県と市長との協議が成立した工事について準用する。

(許可証の表示)

- 第10条** 造成主は、許可工事に着手しようとするときは、当該工事の現場の見やすい場所に、工事の着手の日から完了の日まで、宅地造成許可証(様式第11号)を表示するものとする。
- 2 前項の規定は、法第11条の規定により国又は都道府県と市長との協議が成立した工事並びに法第15条第1項及び第2項の規定により届出をした工事について準用する。

(身分証明書の様式)

- 第11条** 法第6条第1項及び第2項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)に規定する身分証明書は、様式第12号による。

(宅地造成に関する証明書等の交付申請)

- 第12条** 省令第30条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、適合証明書交付申請書(様式第13号)に次に掲げる図書を添えて市長に申請するものとする。
- (1) 事業計画書
 - (2) 当該土地の地形、道路等を明示した現況平面図及び現況断面図
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(書類の提出部数)

- 第13条** 法及びこの規則により市長に提出する書類(前条に規定する適合証明書交付申請書及び図書を除く)は、正本及び副本各1部とする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第63号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第72号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年規則第119号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年規則第50号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年5月18日から施行する。

附 則 (平成17年規則第70号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第75号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年5月16日から施行する。

附 則（平成18年規則第101号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年12月26日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の改正後の岐阜市宅地造成等規制法施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以降に申請等があったものに適用し、同日以前に申請等があったものについては、改正後規則の規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年規則第28号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく不服申立てに関する内容を含むものを除く。）は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年規則第6号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる

附 則（令和4年規則第59号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年規則第55号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式（第1条の規定による改正前の岐阜市宅地造成等規制法施行細則（平成8年岐阜市規則第34号）様式第12号を除く。）により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第2章 宅地造成許可制度

この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

第1節 用語の定義

法第2条	<p>「宅地」とは、表2-1-1に掲げる用に供せられている土地以外の土地をいう。</p> <p>「宅地造成」とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行なう土地の形質の変更で表2-1-2に掲げるもの(宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。)をいう。</p> <p>「災害」、崖崩れ又は土砂の流出による災害をいう。</p>
------	---

表2-1-1

(イ)	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川(法第2条第1号)
(ロ)	砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、港湾施設、飛行場、航空保安施設及び鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設並びに国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地(令第2条)
(ハ)	国又は地方公共団体が管理する、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道(規則第1条)

表2-1-2

(イ)	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(ロ)	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(ハ)	切土と盛土とを同時にする場合における盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
(ニ)	(イ)～(ハ)に該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの

I. 宅地

宅地造成等規制法による宅地とは、表2-1-1に掲げる用に供せられている土地以外の土地をいう。故に、建物の敷地に供せられる土地以外に、駐車場等も含まれるものである。

なお、表2-1-1(イ)に掲げるもののうち、農地、採草放牧地及び森林については、不動産登記法の地目による区別ではなく、農地法及び森林法によるものをいう。

II. 宅地造成

宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で表2-1-2に掲げるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行なうものを除く。）をいう。したがって、これらの宅地造成を行おうとするものは、法第8条の規定により許可を受けなければならない。

なお、表2-1-2（イ）～（ハ）に掲げる規定を図示すると、図2-1-1のとおりとなる。また、太線で示した部分が、切土又は盛土をした土地の部分となる。

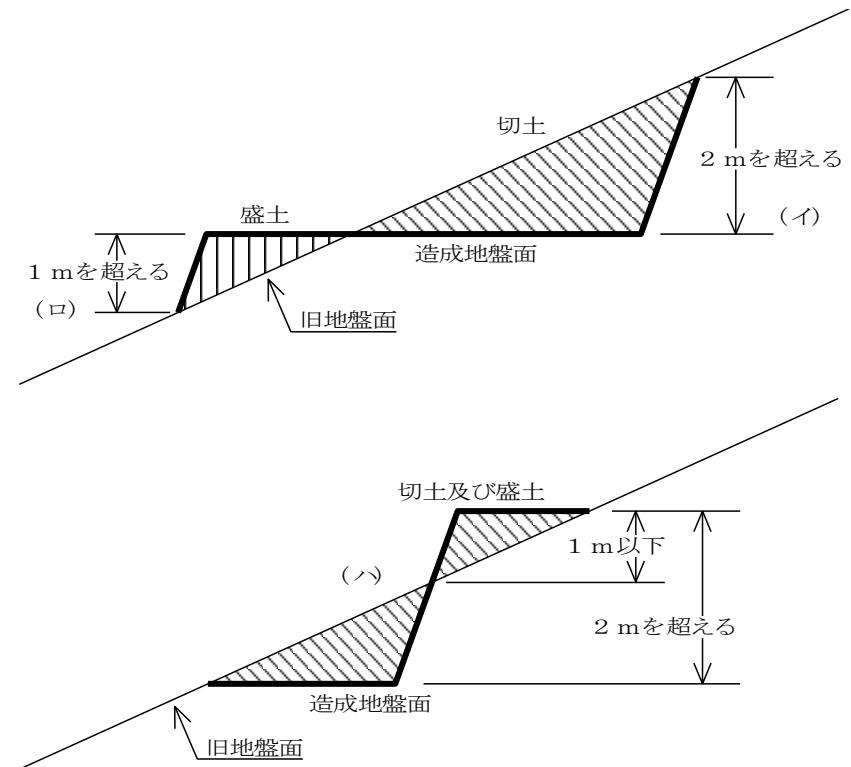


図2-1-1 例示

III. 崖

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、その地表面を「崖面」という。

崖面の水平面に対する角度を「崖の勾配」とする。

硬岩盤とは、岩盤を硬度によって硬岩盤と軟岩盤とに分けた場合の硬岩盤で、一般に、花崗岩、閃緑岩、片麻岩、安山岩等の火成岩及び堅い礫岩等の岩盤をいう。また、風化の著しい硬岩盤とは、真砂土を含む花崗岩その他の著しく風化した岩盤をいう。

その他、＜技術基準編＞第3章第6節I.を参照のこと。

第2節 宅地造成工事規制区域

法第3条第1項

この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

本市の宅地造成区域は、昭和41年4月27日付け建設省告示第1320号において、岐阜市A地区～D地区が指定されている。

(1) A地区

ア 大字鷲山、大字正木

(2) B地区

ア 大字長良、大字長良雄総、大字長良志段見、大字長良古津、長良竜東町一丁目～長良竜東町五丁目、雄総緑町三丁目、雄総緑町六丁目、長良東一丁目、長良東三丁目

イ 大字岩崎、大字三田洞、岩崎二丁目、岩崎三丁目

(3) C地区

ア 赤ヶ洞、赤池洞、大落洞、釜石洞、北釜ヶ洞、北唐戸洞、新開洞、杉ヶ洞、鷹巢裡水谷口、達目洞、達目陰山、藤右衛門東洞、藤右衛門南洞、鼻高洞、水風呂谷、南釜ヶ洞、明神洞、南唐戸洞

イ 鶯谷、大門町、初音町

ウ 金屋横町、多賀町、柳沢町

エ 粕森町、金園町八丁目、上加納山、寺町、殿町二丁目、中道北、梅林西町、梅林南町、梅林、旭見ヶ池町、若宮町一丁目

オ 日野南一丁目、日野南二丁目、日野南八丁目、日野南九丁目、日野西一丁目～日野西四丁目

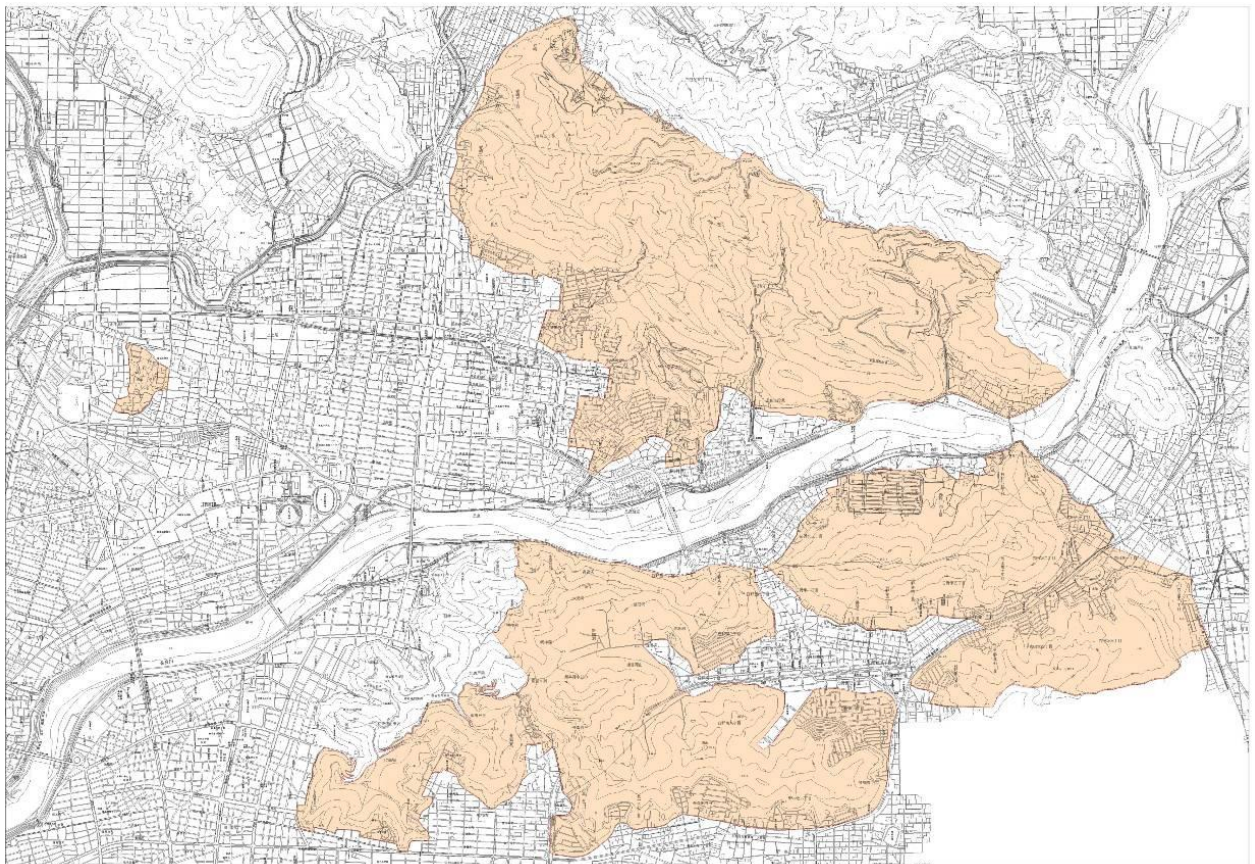
カ 大字長森岩戸、北一色一丁目、北一色七丁目、長森本町一丁目、琴塚一丁目、琴塚四丁目、野一色一丁目、野一色八丁目、天池一丁目、天池二丁目

(4) D地区

ア 日野東一丁目～日野東八丁目、日野北一丁目～日野北七丁目

イ 岩田西一丁目、岩田東一丁目、岩田東二丁目、岩田坂一丁目～岩田坂四丁目

いずれも、町の全部又は一部。詳細については、窓口で確認すること。



第3節 造成宅地防災区域

法第20条第1項

<p>この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて、造成宅地防災区域指定基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。</p>

本市の造成宅地防災区域は、指定されていない。

第3章 宅地造成に関する工事の許可等

第1節 宅地造成に関する工事の許可

法第8条第1項

宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、許可を受けなければならない。

「宅地造成に関する工事の許可」とは、法第8条第1項による許可をいう。

宅地造成に関する工事の許可は、宅地造成に関する工事についてその安全を確保する目的で行われるものである。

なお、許可に際しては、工事の施工に伴う災害を防止するため必要な条件が附される。

第2節 許可の特例

I. 開発許可を受けて行われる宅地造成

法第8条第1項ただし書き

都市計画法第29条第1項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

開発許可制度における技術的基準が、宅地造成等規制法における技術的基準と同等であるため、規制の合理化を図るためにも、宅地造成工事規制区域内において開発許可も併せて必要となる場合には、開発許可を得ることをもって宅地造成に関する工事の許可は不要とする。

II. 国、県又は指定都市等が行う宅地造成

法第11条

国又は都道府県等が、宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事については、協議が成立することをもって第8条第1項本文の許可があったものとみなす。

開発許可制度における技術的基準が、宅地造成等規制法における技術的基準と同等であるため、規制の合理化を図るためにも、宅地造成工事規制区域内において開発許可も併せて必要となる場合には、開発許可を得ることをもって宅地造成に関する工事の許可は不要とする。

表 3-2-3

国、都道府県		
指定都市等	指定都市	地方自治法第252条の19第1項
	中核市	地方自治法第252条の22第1項
	特例市	地方自治法第252条の26の3第1項
独立行政法人都市再生機構		独立行政法人都市再生機構法施行令第34条第1項第7号
国立大学法人		国立大学法人法施行令第22条第1項第21号
独立行政法人国立高等専門学校機構		独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令第2条第1項第9号
地方住宅供給公社		地方住宅供給公社法施行令第2条第1項第6号。ただし、都道府県又は指定都市等が設立したものに限る。
土地開発公社		公有地の拡大の推進に関する法律施行令第9条第1項第3号。ただし、都道府県又は指定都市等が設立したものに限る。

第3節 技術的な基準

法第9条第1項	
<p>宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事は、技術的基準に従い、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい並びにグラウンドアンカーその他の土留の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。</p>	

< 技術基準編 > を参照。

第4節 設計者の資格

法第9条第2項	
<p>表3-4-4に掲げる措置の工事は、表3-4-5に掲げる資格を有する者の設計によらなければならない。</p>	

表3-4-4に掲げる措置の工事において、設計に係る設計図書は、表3-4-5に掲げる有資格者の作成したものでなければならない。

また、申請書には、設計者の資格を示す書類を添付すること。

表 3-4-4

(イ)	高さが5メートルを超える擁壁の設置
(ロ)	切土又は盛土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

表3-4-5

学歴、有資格等	実務経験年数 ^{※1}
(イ) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	2年以上
(ロ) 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行なうものを除く。)を修めて卒業した者	3年以上
(ハ) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	4年以上
(ニ) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した者	7年以上
(ホ) 土木又は建築に関する10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する登録講習機関 ^{※2} が行う講習を修了した者	
(ヘ) 国土交通大臣が(イ)～(ホ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたと ^{※3}	

※1 卒業若しくは合格後、土木又は建築の技術に関して要する実務の経験の期間をいう。

※2 開発許可制度変参照

※3 昭和37年3月29日建設省告示第1005号(改正:昭和37年6月6日建設省告示第1291号、平成12年12月28日建設省告示第2536号、平成17年4月14日国土交通省告示第458号)参照

学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務経験を有する者

技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者

建築士法による一級建築士の資格を有する者

第4章 宅地に対する制限等

第1節 宅地の保全等

法第16条第1項

<p>宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成（宅地造成工事規制区域の指定前に行われたものを含む。）に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。</p>

本法は主として、宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事を規制するものであるが、工事だけを規制しても造成された宅地が良好に管理されないときには、災害の防止の万全を期すことができない。

そのため、本条は、自己の所有し、管理し又は占有する宅地が、崖崩れ等を起こして他人に損害を与えないように努力することを求めたものである。したがって、宅地の程度の悪いものは、その宅地を災害に対して安全な状態に改善して、その状態を悪化させないように維持すべきであり、宅地の程度の良いものはその状態を維持すれば足りる。

第2節 宅地の改善

法第17条

<p>宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限をつけて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。</p>
--

<p>前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によって前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。建築物は、これらの制限に違反して建築してはならない。ただし、開発許可権者が当該区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したときは、この限りでない。</p>

第5章 許可等の手続き

第1節 宅地造成に関する工事の許可

規則第4条

法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、別記様式第二の許可申請書の正本及び副本に、必要な図面を添付して、提出しなければならない。

宅地造成に関する工事の許可の申請に要する申請書及び添付図書は、第6章による。

第2節 変更の許可等

I. 変更の許可

法第12条第1項

第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

変更の許可は、法第8条第1項本文の許可後、法第13条第1項の検査を受ける前の変更が対象となる。

宅地造成に関する工事の許可に関する規定は、変更の許可についても適用される。

申請に要する申請書及び添付図書は、第6章による。

II. 軽微な変更の届け出

法第12条第2項

第8条第1項本文の許可を受けた者は、軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

軽微な変更の届け出は、法第8条第1項本文の許可後、法第13条第1項の検査を受ける前の変更で、表5-2-1に掲げるものが、適用対象となる。

届け出に要する届出書及び添付図書は、第6章による。

表5-2-1

(イ)	造成主、設計者又は工事施行者の変更
(ロ)	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

第3節 工事完了の検査

法第13条第1項

第8条第1項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了した場合においては、その工事が第9条第1項の規定に適合しているかどうかについて、検査を受けなければならない。
--

宅地造成工事規制区域内における宅地造成の関する工事については、着手前の許可や工事完了の検査等によって、その安全を確保することとしている。本条の検査を受けないか、検査に合格しない宅地については、法第14条第3項の規定により使用禁止、使用制限等を命ぜられることとなる。

第4節 工事等の届出

////////////////////////////////////
I. 現に行われている宅地造成工事
////////////////////////////////////

法第15条第1項

宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事の造成主は、その指定があった日から21日以内に、当該工事について届け出なければならない。

工事中であること及び工事が行われている土地の範囲については、個別具体について社会常識によって判断され、届け出の内容が不当と思われるときは、法第16条等によりその旨を文書をもって通知する。

////////////////////////////////////
II. 擁壁等の除去の工事
////////////////////////////////////

法第15条第2項

宅地造成工事規制区域内の宅地において、擁壁等に関する工事その他の工事で高さが2メートルを超える擁壁、雨水その他の地表水を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事を行おうとする者（第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の14日前までに、その旨を届け出なければならない。
--

これらの工事は災害の発生と密接な関係があるため、ここでいう擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等には、義務設置のもののみならず、任意設置のもの及び法施行以前に設置されたものを含む。

III. 宅地以外の土地を宅地に転用した場合

法第15条第3項

宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した者（第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から14日以内に、その旨を届け出なければならない。

第6章 申請図書

第1節 申請について

////////////////////////////////////
I. 一般事項
////////////////////////////////////

- (1) 申請図書は、A4サイズ、左綴じを原則とする。
- (2) A4サイズ以上の図面等は、A4サイズにバランスよく折り畳むこと。なお、折り畳んだ状態で図面名が確認できること。
- (3) 添付する書類は、第2節の表による。
- (4) (3)に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類を添付すること。
- (5) 申請を委任する場合は、委任状を添付すること。なお、委任を受ける者は、行政書士^{※4}、建築士^{※5}の資格を持つ者であること。

////////////////////////////////////
II. 写真
////////////////////////////////////

- (1) デジタルカメラを使用する場合、以下の基準を原則とする。
 - ア 画像は鮮明なものであること。
 - イ 画像の改変を行わないこと。
- (2) (1)の画像をインクジェットプリンターで出力する場合、以下の基準を原則とする。
 - ア 画像は鮮明なものであること。
 - イ 写真専用紙を使用すること。

※4 行政書士法第1条の2、第19条参照。

※5 建築士法第21条参照。

第2節 添付図書

次の各表による。なお、その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

I. 法第8条第1項本文 宅地造成に関する工事の許可 法第11条 宅地造成に関する工事の協議

法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、別記様式第二の許可申請書に表6-2-1に掲げる図書を添付すること。
法第11条の協議を行おうとする国の機関若しくは都道府県等は、様式第2号の協議書に表6-2-1に掲げる図書を添付すること。
なお、設計図には、作成者の記名押印又は署名をすること。

表6-2-1

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
位置図	方位、道路、目標となる地物、造成区域の位置	1/5,000程度		○		規則第4条第1項
地形図	方位、宅地の境界	1/2,500程度	等高線は2m間隔	○		規則第4条第1項
設計者の資格に関する調査書	卒業証明書、経歴証明書を添付する。		擁壁高さが5mを超える場合又は造成面積1,500㎡を超える場合	○		法第9条第2項、令第16条
求積図	実測に基づいたものであること。 求積区域、求積計算、座標系			○		
宅地の平面図	方位、区域の境界(赤枠) 宅地の境界、切土又は盛土をする土地の部分、崖、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 道路等公共施設の名称、幅員及び管理者名	1/2,500以上	断面図の位置を表示する。	○	○	規則第4条第1項
宅地の断面図	区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面(切土=茶色、盛土=緑色) 擁壁、崖の位置及び地盤高(現況、計画)	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	○	○	規則第4条第1項
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、流水方向、吐口の位置 放流先河川又は水路の名称、幅員及び管理者名	1/500以上		○	○	規則第4条第1項

崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）切土又は盛土をする前の地盤面、小段の位置及び幅崖面の保護の方法（石張、芝張、モルタル吹付等）	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。擁壁で覆わない場合、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書を添付。	○	○	規則第4条第1項、第3項
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎の位置、材料及び寸法	1/50以上	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付	○	○	規則第4条第1項、第2項
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上		○	○	規則第4条第1項
排水施設縦断面図	マンホール記号、種類、位置、深さ及び間隔 排水渠勾配、管径、土被り、計画地盤高及び管底高	1/500以上		○	○	
排水施設構造図	開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水枳、吐口、泥溜の構造詳細及び接続詳細図	1/50以上		○	○	
流量計算書	流域			○		
防災工事計画平面図	方位、等高線、計画道路及び段切の位置 防災施設（仮沈砂池、仮調整池等）計画、位置及び期間	1/1,000以上		○	○	
防災施設構造図		1/100以上		○	○	
現況写真	撮影方向を明示し、写真に申請区域を明示（朱線）する。			○		
委任状	行政書士登録番号、一級又は二級建築士登録番号		申請を委任した場合	○		

II. 法第12条第1項 宅地造成に関する工事の変更許可
細則第3条第2項 宅地造成に関する工事の変更協議

法第12条第1項の許可を受けようとする者は、様式第6号の許可申請書に表6-2-2に掲げる図書及び表6-2-1に掲げる図書のうち、変更に関わる変更前、変更後の図書（変更箇所を明示すること。）を添付すること。

細則第3条第2項の変更協議を行おうとする国の機関若しくは都道府県等は、様式第3号の変更協議書に表6-2-2に掲げる図書及び表6-2-1に掲げる図書のうち、変更に関わる変更前、変更後の図書（変更箇所を明示すること。）を添付すること。

なお、設計図には、作成者の記名押印又は署名をすること。

表6-2-2

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
従前の許可の写し	宅地造成に関する工事の許可通知書の写し、宅地造成に関する工事の変更許可通知書の写し			○	○	
従前の協議書の写し	宅地造成に関する工事の協議成立通知書の写し、宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書の写し			○	○	

III. 法第13条第1項 工事完了の検査

法第13条第1項の検査を受けようとする者は、別記様式第三の工事完了検査申請書に表6-2-3に掲げる図書を添付すること。

表6-2-3

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
従前の許可の写し	宅地造成に関する工事の許可通知書の写し、宅地造成に関する工事の変更許可通知書の写し			○		
宅地の平面図	方位、宅地の境界、切土または盛土をする土地の部分、崖、擁壁、及び排水施設的位置、道路等公共施設の名称、幅員及び管理者名	1/2,500 以上		○		
全景写真	区域全景(着工前、完成)着工前、完成が対比できること。		構造物の位置形状等がわかるもの	○		
工程写真	土留擁壁(基礎工、配筋工、型枠工等)排水施設(U字溝布設、落水口等)地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留め		構造、施行状況等がわかるもの	○		

IV. 法第15条各項

工事等の届出

行っている
行おうとする
行った

法第15条各項による表6-2-4に掲げる工事を{ }者は、同表に掲げる届出書に表6-2-5に掲げる図書を添付すること。

なお、設計図には、作成者の記名押印又は署名をすること。

表6-2-4

法第15条	工事の内容	備考	届け出る期限	届出書の様式
第1項	宅地造成工事規制区域の指定の際、当該宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事		指定があった日から21日以内	別記様式第五
第2項	宅地造成工事規制区域内の宅地において、高さが2メートルを超える擁壁、雨水その他の地表水を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事	第8条第1項の許可を受けなければならぬ場合を除く。	工事に着手する日の14日前	別記様式第六
第3項	宅地造成工事規制区域内において、宅地以外の土地を宅地に転用した	第8条第1項の許可を受けなければならぬ場合を除く。	転用した日から14日以内	別記様式第七

表6-2-5

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
位置図	方位、道路、目標となる地物、造成区域の位置	1/5,000程度		○		
宅地の平面図	方位、区域の境界(赤枠) 宅地の境界、切土又は盛土をする土地の部分、崖、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留めの位置 道路等公共施設の名称、幅員及び管理者名	1/2,500程度	断面図の位置を表示する。	○	○	
宅地の断面図	区域の境界 切土又は盛土をする前後の地盤面(切土=茶色、盛土=緑色) 擁壁、崖の位置及び地盤高(現況、計画)	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	○	○	

V. 規則第30条 適合証明

規則第30条の証明を受けようとする者は、様式第13号の適合証明証交付申請書に表6-2-6に掲げる図書を添付すること。

なお、設計図には、作成者の記名押印又は署名をすること。

表6-2-6

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
事業計画説明書	目的、管理形態、適用除外となる理由等			○		細則第11条
位置図	方位、道路、目標となる地物、造成区域の位置	1/5,000程度		○	○	
地形図	方位、宅地の境界	1/2,500程度	等高線は2m間隔	○	○	細則第11条
求積図	実測に基づいたものであること。 求積区域、求積計算、座標系			○		
宅地の平面図	方位、区域の境界(赤枠) 宅地の境界、崖、擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグ ラウンドアンカーその他の土留めの位置 道路等公共施設の名称、幅員及び管理者名	1/2,500以上	断面図の位置を表示する。	○	○	細則第11条
宅地の断面図	区域の境界 擁壁、崖の位置及び地盤高(現況)	1/1,000以上	高低差の著しい箇所について作成すること。	○	○	細則第11条
排水施設の平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、流水方向、吐口の位置 放流先河川又は水路の名称、幅員及び管理者名	1/500以上		○	○	細則第11条
崖の断面図	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) 小段の位置及び幅	1/50以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。	○	○	細則第11条
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎の位置、材料及び寸法	1/50以上	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書を添付	○	○	細則第11条
擁壁の背面図	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上		○	○	細則第11条
排水施設構造図	開渠、暗渠、落差工、マンホール、雨水樋、吐口、泥溜の構造 詳細及び接続詳細図	1/50以上		○	○	細則第11条
流量計算書	流域			○		
現況写真	撮影方向を明示し、写真に申請区域を明示(朱線)する。			○		
委任状	行政書士登録番号、一級又は二級建築士登録番号		申請を委任した場合	○		

VI. 細則第5条第1項

工事の変更の届出

細則第5条第1項の届出を行おうとする者は、様式第7号の変更届出書に表6-2-7に掲げる図書を添付すること。

表6-2-7

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
従前の許可等の写し	宅地造成に関する工事の許可通知書の写し、宅地造成に関する工事の協議成立通知書の写し			○		
求積図	実測に基づいたものであること。 求積区域、求積計算、座標系		必要に応じ添付する。	○		
宅地の平面図	方位、宅地の境界、切土又は盛土をする土地の部分、崖、擁壁、及び排水施設的位置、道路等公共施設の名称、幅員及び管理者名	1/2,500以上	断面図の位置を表示する。	○	○	

VII. 細則第5条第2項

工事の中止、廃止又は再開の届出

細則第5条第2項の届出を行おうとする者は、様式第8号の変更届出書に表6-2-8に掲げる図書を添付すること。

表6-2-8

図書の名称	明示すべき事項	縮尺	備考	正本	副本	根拠法令
従前の許可等の写し	宅地造成に関する工事の許可通知書の写し、宅地造成に関する工事の協議成立通知書の写し			○		
宅地の平面図	方位、宅地の境界、切土又は盛土をする土地の部分、崖、擁壁、及び排水施設的位置、道路等公共施設の名称、幅員及び管理者名	1/2,500以上	断面図の位置を表示する。	○	○	
防災工事計画平面図	方位、等高線、計画道路及び段切の位置 防災施設（仮沈砂池、仮調整池等）計画、位置及び期間	1/1,000以上	中止又は廃止する場合	○	○	
防災施設構造図		1/100以上	中止又は廃止する場合	○	○	
現況写真	土留擁壁、排水施設、周辺の状況		中止又は廃止する場合	○		

//////////////////////////////////// **VIII. 細則第7条各項** **届出工事の変更等の届出** //////////////////////////////////////

細則第7条各項の届出を行おうとする者は、様式第8号の変更届出書に表6-2-7に掲げる図書を添付すること。ただし、従前の許可の写しは、従前の届出受理書の写しとする。

//////////////////////////////////// **IX. 細則第9条第1項** **工事の工区完了の検査** //////////////////////////////////////

細則第9条第1項の検査を受けようとする者は、様式第9号の工事完了検査申請書に表6-2-3に掲げる図書を添付すること。

第3節 様式

I. 宅地造成等規制法施行規則

別記様式第二(正)	宅地造成に関する工事の許可申請書
別記様式第二(副)	宅地造成に関する工事の許可通知書
別記様式第三	宅地造成に関する工事の完了検査申請書
別記様式第五	届出書
別記様式第六	届出書
別記様式第七	届出書

II. 岐阜市宅地造成等規制法施行細則

様式第2号(正)	宅地造成に関する工事の協議書
様式第2号(正)	宅地造成に関する工事の協議成立通知書
様式第3号(正)	宅地造成に関する工事の変更協議書
様式第3号(正)	宅地造成に関する工事の変更協議成立通知書
様式第4号	宅地造成に関する工事の変更届
様式第5号	宅地造成工事変更届
様式第6号(正)	宅地造成に関する工事の変更許可申請書
様式第6号(正)	宅地造成に関する工事の変更許可通知書
様式第7号	宅地造成に関する工事の変更届
様式第8号	宅地造成工事変更(完了)届
様式第9号	宅地造成に関する工事の工区完了検査申請書
様式第11号	宅地造成許可証
様式第13号	適合証明書交付申請書

正

宅地造成に関する工事の許可申請書

宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定による許可を申請します。

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

申請者 氏名

(名称及び代表者名)

1	造成主住所氏名					電話	()
2	設計者住所氏名					電話	()
3	工事施行者住所氏名					電話	()
4	宅地の所在及び地番	岐阜市 (仮換地)					
5	宅地の面積					平方メートル	
工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積					平方メートル	
	ロ 切土又は盛土の土量	切土				立方メートル	
		盛土				立方メートル	
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長		
				メートル	メートル		
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長		
				センチメートル	メートル		
	ホ 崖面の保護の方法						
ヘ 工事中の危害防止のための措置							
ト その他の措置							
チ 工事着手予定年月日					年	月	日
リ 工事完了予定年月日					年	月	日
ヌ 工程の概要							
7	その他必要な事項						
※	岐阜市受付	※				備考	

※印の欄は記入しないでください。

連絡先

TEL

宅地造成に関する工事の許可申請書の記入方法

- 1 本申請に係る宅地造成に関する工事が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発許可を要するものである場合には、開発許可を受けることにより、宅地造成等規制法第 8 条第 1 項本文の許可は不要となります。
- 2 2 欄は、資格を有するものの設計によらなければならない工事を含む場合には、○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料を本申請書に添付してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、開発区域の地名地番（土地改良区域内、土地区画整理事業区域内であれば、旧地番と仮換地番）を記入してください。
- 5 7 欄は、他の法令の許可、許可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。

- (注)
- 1 申請者、造成主、設計者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
 - 2 添付する設計図書には、設計者の記名と併せて連絡方法（電話番号等）を併記してください。
 - 3 ※印欄は、記入しないでください。

副

宅地造成に関する工事の許可通知書

※許可通知欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。				
	許可番号 岐阜市指令 第 号の 年 月 日 岐阜市長 印				
条件					
1	造成主住所氏名	電話 ()			
2	設計者住所氏名	電話 ()			
3	工事施行者住所氏名	電話 ()			
4	宅地の所在及び地番	岐阜市 (仮換地)			
5	宅地の面積	平方メートル			
6 工 事 の 概 要	イ 切土又は盛土をする土地の面積	平方メートル			
	ロ 切土又は盛土の土量	切土	立方メートル		
		盛土	立方メートル		
	ハ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ニ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチメートル	メートル
	ホ 崖面の保護の方法				
ヘ 工事中の危害防止のための措置					
ト その他の措置					
チ 工事着手予定年月日	年 月 日				
リ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ヌ 工程の概要					
7	その他必要な事項				

様式第三

宅地造成に関する工事の完了検査申請書

宅地造成等規制法第13条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

造成主 住所

氏名

(名称及び代表者名)

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	岐阜市指令 第 号の
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の所在 及び地番	岐阜市
5 工事施行者住所氏名	
6 備考	
※ 岐阜市受付	※ 備考

[注意] 1. ※印の欄は記入しないでください。

2. 造成主又は工事施行者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

連絡先

TEL

様式第五

届 出 書

年 月 日

(あて先)

岐 阜 市 長

造成主 住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

㊟

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事をしている土地の 所 在 及 び 地 番	岐阜市
2 工事をしている土地の 面 積	平方メートル
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事完了年月日	年 月 日
5 工事の進捗状況	
※ 岐阜市受付	※ 備 考

〔注意〕 1. ※印の欄は記入しないでください。

2. 造成主が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3. 造成主の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

連絡先

TEL

様式第六

届 出 書

年 月 日

(あて先)

岐 阜 市 長

届出者 住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

㊟

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所 在 及 び 地 番	岐阜市
2 行おうとする工事の 種 類 及 び 内 容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日
※ 岐 阜 市 受 付	※ 備 考

〔注意〕 1. ※印の欄は記入しないでください。

2. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3. 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

連絡先

TEL

様式第七

届 出 書

年 月 日

(あて先)

岐 阜 市 長

届出者 住 所

氏 名

(名称及び代表者名)

印

宅地造成等規制法第15条第3項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 転用した土地の所在 及 び 地 番	岐阜市
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日
※ 岐 阜 市 受 付	※ 備 考

- [注意] 1. ※印の欄は記入しないでください。
2. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
3. 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記入を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

連絡先

TEL

〔正本〕

宅地造成に関する工事の協議書

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等
規制法（昭和36年法律第191号）第11条の規定により協議します。

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

協議者

1 造成主住所氏名					電話	()			
2 設計者住所氏名					電話	()			
3 工事施行者住所氏名	建設業登録 年 月 日 第 号				電話	()			
4 宅地の所在及び地番	岐阜市								
5 宅地の面積	平方メートル								
工事の概要	ア 切土又は盛土をする土地の面積							平方メートル	
	イ 切土又は盛土の土量	切土						立方メートル	
		盛土						立方メートル	
	ウ 擁壁	番号	構造	高さ	延長				
				メートル	メートル				
	エ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長				
				センチメートル	メートル				
	オ 崖面の保護の方法								
カ 工事中の危害防止のための措置									
キ その他の措置									
ク 工事着手予定年月日					年	月	日		
ケ 工事完了予定年月日					年	月	日		
コ 工程の概要									
7 その他必要な事項									
※ 岐阜市受付					※ 備考				

※印の欄は記入しないでください。

連絡先
TEL

[副本]

宅地造成に関する工事協議成立通知書

※協議成立通知欄	<p>この協議書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、協議が成立しましたので、岐阜市宅地造成等規制法施行細則第3条第3項の規定により通知します。</p> <p>協議成立番号 岐阜市指令 第 号の</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岐阜市長</p>					
1	造成主住所氏名				電話 ()	
2	設計者住所氏名				電話 ()	
3	工事施行者住所氏名	建設業登録 年 月 日 第 号			電話 ()	
4	宅地の所在及び地番	岐阜市				
5	宅地の面積	平方メートル				
工 事 の 概 要	ア	切土又は盛土をする土地の面積				平方メートル
	イ	切土又は盛土の土量	切土			立方メートル
		盛土			立方メートル	
	ウ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
	エ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
	オ	崖面の保護の方法				
カ	工事中の危害防止のため の 措置					
キ	その他の措置					
ク	工事着手予定年月日				年 月 日	
ケ	工事完了予定年月日				年 月 日	
コ	工程の概要					
7	その他必要な事項					
<p>[注]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ※印のある欄は、記入しないでください。 2. 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には○印を付し、かつ、資格を有することを証明するに足る資料をこの協議書に添付してください。 3. 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4. 7欄は、他の法令の許可、許可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。 						

様式第3号 (第3条関係)

(正本)

宅地造成に関する工事の変更協議書

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第3項において準用する同法第11条の規定により協議します。

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

協議者

1	宅地の所在及び地番	前								
		後								
2	宅地の面積	前	平方メートル							
		後	平方メートル							
ア	切土又は盛土をする土地の面積	前	平方メートル							
		後	平方メートル							
イ	切土又は盛土の土量	切	土	前	立方メートル		後	立方メートル		
		盛	土	前	立方メートル		後	立方メートル		
3	工 事 の 変 更 の 概 要	ウ擁壁	前	番号	構造	高さ	延長			
						メートル	メートル			
			後			メートル	メートル			
			前	番号	種類	内法	寸法	延長		
							センチメートル	メートル		
			後				センチメートル	メートル		
オ	崖面の保護の方法	前								
		後								
カ	工事中の危害防止のための措置	前								
		後								
キ	その他の措置	前								
		後								
ク	工程の概要	前								
		後								
4	宅地造成に関する工事の協議成立年月日番号	年 月 日		岐阜市指令		第 号の				
5	変更の理由									
6	その他必要な事項									
※	岐阜市受付	※ 備考								

※印の欄は記入しないでください。

連絡先

TEL

(副本)

宅地造成に関する工事の変更協議通知書

※ 変更協議成立通知欄	この協議書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事については、協議が成立しましたので、岐阜市宅地造成等規制法施行細則第3条第3項の規定により通知します。												
	変更協議成立番号		岐阜市指令		第		号の						
		年		月		日		岐阜市長					
1	宅地の所在及び地番	前											
		後											
2	宅地の面積	前								平方メートル			
		後								平方メートル			
3	ア	切土又は盛土をする土地の面積	前								平方メートル		
			後								平方メートル		
	イ	切土又は盛土の土量	切	土	前				立方メートル	後			立方メートル
			盛	土	前				立方メートル	後			立方メートル
工 事 の 変 更 の 概 要	ウ	擁壁	前	番号	構造			高さ		延長			
								メートル		メートル			
			後										
								メートル		メートル			
エ	排水施設	前	番号	種類			内法寸法		延長				
							センチメートル		メートル				
		後											
							センチメートル		メートル				
オ	崖面の保護の方法	前											
		後											
カ	工事中の危害防止のための措置	前											
		後											
キ	その他の措置	前											
		後											
ク	工程の概要	前											
		後											
4	宅地造成に関する工事の協議成立年月日番号	年		月		日		岐阜市指令		第		号の	
5	変更の理由												
6	その他必要な事項												
注意	<p>1. *印欄は記入しないでください。</p> <p>2. 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、許可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。</p> <p>3. 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。また、変更前の欄は全て記入し、変更後の欄は変更のある部分のみ記入してください。</p>												

宅地造成に関する工事の変更届

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

届出者 新 住所
氏名

旧 住所
氏名

岐阜市宅地造成等規制法施行細則第3条第4項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について、下記のとおり届け出ます。

協議成立年月日番号	年 月 日 岐阜市指令 第 号の		
宅地の所在及び地番			
変更 に 係 る 事 項	造成主住所氏名	前	電話 ()
		後	電話 ()
	設計者住所氏名	前	電話 ()
		後	電話 ()
	工事施行者住所氏名	前	
		後	
	工事着手予定年月日	前	年 月 日
		後	年 月 日
	工事完了予定年月日	前	年 月 日
		後	年 月 日
	その他	前	
		後	
変更の理由			
※ 岐阜市受付	※ 備 考		

- [注意] 1. ※印の欄は記入しないでください。
2. 「変更に関わる事項」は、変更前の欄は全て記入し、変更後の欄は変更のある部分のみ記入してください。

連絡先
TEL

宅地造成工事変更届

年 月 日

(あて先)

岐 阜 市 長

届出者 住 所
氏 名

岐阜市宅地造成等規制法施行細則第3条第5項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について、下記のとおり届け出ます。

協議成立年月日番号	年 月 日 岐阜市指令 第 号の
協議成立した土地の所在及び地番	
協議成立した工事の中止	年 月 日から 年 月 日まで
協議成立した工事の再開	年 月 日
協議成立した工事の廃止	年 月 日
※ 岐 阜 市 受 付	※ 備 考

※印の欄は記入しないでください。

連絡先
TEL

様式第6号（第4条関係）

（正本）

宅地造成に関する工事の変更許可申請書

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定により許可を申請します。

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

申請者 氏名

（名称及び代表者名）

1	宅地の所在及び地番	前				
		後				
2	宅地の面積	前	平方メートル			
		後	平方メートル			
ア	切土又は盛土をする土地の面積	前	平方メートル			
		後	平方メートル			
イ	切土又は盛土の土量	切土前	立方メートル		後	立方メートル
		盛土前	立方メートル		後	立方メートル
3	ウ擁壁	前	番号	構造	高さ	延長
					メートル	メートル
		後			メートル	メートル
エ	排水施設	前	番号	種類	内法寸法	延長
					センチメートル	メートル
		後			センチメートル	メートル
オ	崖面の保護の方法	前				
		後				
カ	工事中の危害防止のための措置	前				
		後				
キ	その他の措置	前				
		後				
ク	工程の概要	前				
		後				
4	宅地造成に関する工事の許可年月日番号	年 月 日 岐阜市指令 第 号の				
5	変更の理由					
6	その他必要な事項					
※	岐阜市受付	※ 備 考				

※印の欄は記入しないでください。

連絡先
TEL

(副本)

宅地造成に関する工事の変更許可通知書

※ 変更許可通知欄	この申請書及び添付図書に記載の宅地造成に関する工事の変更については、下記の条件を付して許可しましたので通知します。										
	変更許可番号 岐阜市指令 第 号の 年 月 日 岐阜市長 印										
条件											
1	宅地の所在及び地番	前									
		後									
2	宅地の面積	前	平方メートル								
		後	平方メートル								
ア	切土又は盛土をする土地の面積	前	平方メートル								
		後	平方メートル								
イ	切土又は盛土の土量	切土前	立方メートル			後	立方メートル				
		盛土前	立方メートル			後	立方メートル				
3	ウ 擁壁	前	番号	構造	高さ	延	長				
					メートル	メートル					
		後			メートル	メートル					
エ	排水施設	前	番号	種類	内法寸法	延	長				
					センチメートル	メートル					
		後			センチメートル	メートル					
オ	崖面の保護の方法	前									
		後									
カ	工事中の危害防止のための措置	前									
		後									
キ	その他の措置	前									
		後									
ク	工程の概要	前									
		後									
4	宅地造成に関する工事の許可年月日番号	年 月 日 岐阜市指令 第 号の									
5	変更の理由										
6	その他必要な事項										
注意	1. *印欄は記入しないでください。 2. 6欄は、宅地造成に関する工事の計画の変更に伴い、他の法令による許可、許可等を要する場合においてのみ、その許可、許可等の手続きの状況を記入してください。 3. 申請者、造成主、設計者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 4. 1欄、2欄及び3欄は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。また、変更前の欄は全て記入し、変更後の欄は変更のある部分のみ記入してください。										

宅地造成に関する工事の変更届

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

届出者 住所
新 氏名

住所
旧 氏名

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について、下記のとおり届け出ます。

許可年月日番号	年 月 日 岐阜市指令 第 号の		
宅地の所在及び地番			
変 更 に 係 る 事 項	造成主住所氏名	前	電話 ()
		後	電話 ()
	設計者住所氏名	前	電話 ()
		後	電話 ()
	工事施行者住所氏名	前	
		後	
	工事着手予定年月日	前	年 月 日
		後	年 月 日
	工事完了予定年月日	前	年 月 日
		後	年 月 日
	その他	前	
		後	
変更の理由			
※ 岐阜市受付	※ 備 考		

- [注意] 1. ※印の欄は記入しないでください。
2. 「変更に関わる事項」は、変更前の欄は全て記入し、変更後の欄は変更のある部分のみ記入してください。

連絡先
TEL

宅地造成工事変更（完了）届

年 月 日

(あて先)

岐阜市長

届出者 住所

氏名

(名称及び代表者名)

岐阜市宅地造成等規制法施行細則 { 第5条第2項
第7条第1項、第2項 } の規定により次のとおり届け出ます。

許可年月日番号 又は届出年月日		
許可又は届け出た 土地の所在及び地番	岐阜市	
新旧の別 変更事項	新	旧
工事が行われる土地の 所在及び地番		
行おうとする工事の 種類及び内容		
工事着手年月日	年 月 日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日	年 月 日
許可（届出）工事の中止	年 月 日から 年 月 日まで	
許可（届出）工事の再開	年 月 日	
許可（届出）工事の廃止	年 月 日	
届出工事（完了）年月日	年 月 日	
変更しようとする理由		
※ 岐阜市受付	※ 備 考	

- 【注意】
1. 変更事項は、該当するもののみ記入してください。
 2. 不用の文字は、抹消してください。
 3. ※印の欄は記入しないでください。

連絡先

TEL

宅地造成に関する工事の工区完了検査申請書

岐阜市宅地造成等規制法施行細則第9条第1項の規定による検査を申請します。

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

造成主 住所

氏名

1 工区の工事完了年月日	年 月 日
2 許可（協議成立）番号	岐阜市指令 第 号の
3 許可（協議成立）年月日	年 月 日
4 工事をした土地の工区、 所在及び地番	岐阜市
5 工区の完了検査を 申請する土地	別紙添付図面に明示の区域
6 工事施行者住所氏名	
7 その他参考事項	
※ 岐阜市受付	※ 備 考

※印の欄は記入しないでください。

連絡先

TEL

正 副

適合証明書交付申請書

(あて先)
岐阜市長

〔確認済証の交付
畜舎建築利用計画の認定〕を受けたいので、宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第30条の規定により下記の計画が宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項又は第12条第1項の規定に適合していることの証明書（通）を交付願います。

年 月 日

申請者住所氏名
(名称及び代表者名)

土地の所在 ・地番等	所在・地番	岐阜市		
	地目		面積	m ²
区域・区分等	都市計画区域の区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	用途地域の区分	
予定建築物 又は特定工 作物の概要	用途			
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	工事種別	<input type="checkbox"/> 新築（新設） <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 増築（増設） <input type="checkbox"/> 用途の変更	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 仮設
	構造			
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで	
該当許可等の 番号・年月日	第 号の		年 月 日	
その他参考事項				
※ 岐阜市受付		※ 備考		

※印欄は、記入しないでください。

連絡先
TEL

